第三条（第十三条において準用する場合を含む。）の請求の文書	早出遅出勤務請求書	早出遅出勤務によらなくなる日に係る特定日以後三年	
第四条第二項（第十三条において準用する場合を含む。）の通知の文書の写し	早出遅出勤務の請求に係る通知の文書の写し		
第五条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）の届出の文書	早出遅出勤務に係る育児又は介護の状況変更届	一年	
第七条第三項、第八条第四項、第十一条第五項又は第十二条第四項（これらの規定を第十三条において準用する場合を含む。）において準用する第四条第三項の証明書類	深夜勤務の制限の請求に係る事由について確認するための証明書類 深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届に係る事由について確認するための証明書類 超過勤務の制限の請求に係る事由について確認するための証明書類 超過勤務の制限に係る育児又は介護の状況変更届に係る事由について確認するための証明書類		
第四条第三項（第五条第四項又は第十三条において準用する場合を含む。）の証明書類	早出遅出勤務の請求に係る事由について確認するための証明書類 早出遅出勤務に係る育児又は介護の状況変更届に係る事由について確認するための証明書類	早出遅出勤務によらなくなる日に係る特定日以後一年	
規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）			
第二条第三号の同意の文書（留学費用を償還しなければならない者に係るものに限る。）	留学に係る職員の同意書	留学費用が償還される日に係る特定日以後五年	廃棄
第五条各項の明示の文書の写し（留学費用を償還しなければならない者に係るものに限る。）	留学の実施について職員の同意を得るに当たっての明示の文書の写し 職員に留学を命ずるに当たっての明示の文書の写し		
第六条の通知の文書の写し	留学費用を償還しなければならない者への通知の文書の写し		
第十三条の報告の文書	留学費用の償還の状況等の報告の文書	三年	
第二条第三号の同意の文書（留学費用を償還しなければならない者に係るものを除く。）	留学に係る職員の同意書	留学費用の償還を要しないこととなる日に係る特定日以後三年	
第五条各項の明示の文書の写し（留学費用を償還しなければならない者に係るものを除く。）	留学の実施について職員の同意を得るに当たっての明示の文書の写し 職員に留学を命ずるに当たっての明示の文書の写し		
規則一〇―一三（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）			
第三条第三項の記録の文書（規則一〇―五第二十四条第一項第一号から第三号まで又は第三項の規定の例により作成したものに限る。）	除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員のそれぞれの業務により受ける線量の測定の結果等の記録の文書	離職する日に係る特定日以後三十年	廃棄
第三条第四項の記録の文書	特定線量下業務に従事する職員の被ばく歴の有無等の調査の記録の文書		
第三条第三項の記録の文書（規則一〇―五第二十四条第一項第四号の規定の例により作成したものに限る。）	除染等関連業務又は特定線量下業務に従事する職員の作業内容等の記録の文書	五年	
第七条第二項の報告の文書	除染等関連業務等管理規程の作成又は変更の報告の文書	報告に係る規程の効力が失われる日に係る特定日以後一年	